



この変化は江戸以来の魚・青果市場業者にとっては、天地がひっくり返るような転換だったのだが、それなりの理由があつたのは当然のことだった。もちろんそのことへの言及も先号で述べているのだが、「市場法」施行以来、現在では「卸売市場法」と改称されたのを含めて、この法体系のもとで、本来は自由であるべき市場が公設施設に「収容」されてから今年（平成十八年五

月）では、「いちば」の〈統制〉

先号（一二四号／平成十八年二月発行）では、「市場の大変貌」と題して、江戸以来続いてきた東京の生鮮食品市場（全部民営だった）が、一片の法令「中央市場法」（大正十二年四月一日施行）によつて、市場取引の場所は公設の、つまり東京の場合は東京市設の施設に「収容」されたことを中心に述べ、その施設内での取引方法もそれまでの主流は「相対取引」だったのが全部否定されて、発足当時の監督官庁の表現によれば「相対取引」は「封建の遺風」であり「内容不明瞭」であり「極悪」とさえ呼ばれて、全面的に「公開・明朗な競り取引」に移行されたことを紹介した。

第125号
平成18年6月15日
編集・発行
中央区立 京橋図書館
東京都中央区築地1-1-1
電話 3543-9025
刊行物登録番号 18-031

「変りゆく都市像」(4)



「一遍上人絵伝」（福岡市の部分）『日本絵巻大成 別巻』（中央公論社刊）より

月)までの八十二年間に、「市場法」の「いちば」が必要だったともいにおける主なる取引方法が、何時

の間にか大正十二(一九二三)年。発足当時には「極悪」だとされた取引方法に戻っていたことにびっくりしたことから、予定を変更して、いわばトピック的な記述を挿入したのである。

◇ 「いちば」の立地条件

古典的な経済学の用語としての市場とは「証券市場」に限られており広範囲な視角で都市の原形としての「いちば」を見ていくことにする。

一二三号の末尾の項で「一神教」と多神教(汎神論)についてほんの少し言及した意味は、土地の状況の特徴や、民族とその宗教の違いによる多彩な生活空間の境には、「いちば」はそれに応じた多样性を持ちながら成立していたことを言いたかったからである。

いや、むしろ「一神教と多神教」といった対立的な、異質の文化と価値観が触れ合うような場所にこそ、平和的な自然発生的な〈民営〉

える。

日本の場合は記紀に記録された早い時期、つまりアマテラスやスサノオとほぼ同時に「市場」の神としてイチキシマヒメ(女神)が登場する。漢字では市杵島姫命・市寸島比賣命とも書かれ、またの名を狭依毘賣命(船の寄る所にまします女神)ともされる。またそのこととも絡んで嚴島神社の例のようにイチキシマではなくて「いちば」をイツク(高き)「まつる」という意味をもつものだとする民俗もある。

これらの神名は近世になると大市姫命や稻荷神と混同した場合もあり、仏教の影響を受けて弁才天に転化した場合もある。

その「イチ」が最初に歌われた例としては「大和のこの高市に小高い市の高處……と雄略天皇の大后が歌つたとされる高市(奈良県)がある(古代歌謡集)。古典文学体系本)。国文学の解釈ではこの高市は見晴らしのよい高台に開かれた市を意味する言葉だとされ

あつたという。

「いちば」は、このように船が付ける場所(みなと)や、大木などの目印のある高台などが多目

的な場所として選ばれたのは七世紀の大和だけではなく、むしろ洋の東西を問わず世界的なものであつた。

これを逆な見方でいえば異質文

化・異民族接触の場所とは、戦争・殺戮・略奪・暴行の場に外ならず、「いちば」が成立するへ平和的の場所とその条件はむしろ限られたものだつたともいえ

る。

それだけにいっただん成立した「いちば」はその周囲、時には何百キロの範囲までに及ぶ人々から支

持されもした。いつたん「いちば」の便利さと貴重さを知れば、その存在は忘れる事の出来ないものになる。しかし、その場所が特定の山なのだが実はその勧進帳と称する巻物には何も書いていなかつたのを、弁慶がいわゆる「弁慶読み」または「弁慶のそら読み」をして嫌疑を逃れた緊迫感のある場面である。

なお観客は十分そのことを承知していて、役者がどのように緊迫感を盛り上げるかを、見所にしていたのである。

◇ 伝道キャラバン

歌舞伎十八番のトップとされる「勧進帳」の原形は、治承四(一一八〇)年にはじまつた(源平合戦)

が一区切り付いた時点で、平重衡が奈良の大仏殿を焼いたのを再建するための費用を募るために、諸国を募金(勧進)して廻る「山伏姿」の人々のグループの身分証明書として発行されたものである

(この時期には個人的旅行といつた単独行動は事实上不可能だつたためである)。

余計なことだが、「勧進帳」について付け加えると、安宅関において

弁慶がその身分証明書である勧進帳を、閑守である富権の要求で読み上げる場面が、この劇の一つ

の山なのだが実はその勧進帳と称する巻物には何も書いていなかつたのを、弁慶がいわゆる「弁慶読み」または「弁慶のそら読み」をして嫌疑を逃れた緊迫感のある場面である。

さきに繩文・弥生時代から「い

ちば」の存在が推定されていることに触れたが、十二世紀末になる

と、有力社寺の山伏姿のある程度に得る手段にしていったことに注目

したい。

ちば」の存在が推定されていること

とに触れたが、十二世紀末になる

と、有力社寺の山伏姿のある程度

の自衛力を持ったグループが伝道

や勧進（寄附募集）を目的に、各

地方の豪族（主として武家）の間

に勧進行脚（伝道キヤラバン）が

出来るようになつていて、そこに

じ武藏野台地上の地域の情報でさ

え、乏しかつたために、御師（祈

禱をはじめ「熊野の午王」の配布

が本來の姿）がもたらしてくれる

宗教活動以外の事柄は、限り無く

殺せば」七代崇つたのである。

それは怨靈や幽靈といった形で

関東地方、特に東京の武藏野台

貴重だつたためである。

注「熊野の午王」

地の場合は武家の熊野信仰が盛ん

で、豊島氏・葛西氏・江戸氏・蒲

田氏・六郷氏などがその檀那にな

り、その護符に書かれたこと

で事故があつたと周囲から思わ

れないようにならなければならず、

また巡行者もその点で鋭敏だつた

のである。

南宋からの渡来僧は漢民族の仏

間違つても巡行者に危害を与える

れば、俗に言われたように「坊主

が日本列島への緊急避難させる

もの」としては渡来僧の尊重は、中

國の政情の変化に対応するための

殺せば」七代崇つたのである。

それは怨靈や幽靈といった形で

南北、世間の情報がその地域だけに途絶してしまつたために、七代

が本来の姿）がもたらしてくれる

ところかその代で滅びてしまう結果になつた。世は源氏から北条

にもなつた。南宋も南朝と同じ

大寺の建立が盛んに行なわれた。

十三区で発行されている各区の

「区史」では、その中世の記述の中

に違反すると神罰たちどころに

南北の寺院の五山制度の成立や、

具体的な例を挙げると、東京二

羽の鳥を配したお札で「守札」・

大寺の建立が盛んに行なわれた。

南宋からの渡来僧は漢民族の仏

田氏・六郷氏などがその檀那にな

つていていることを証明する文書が数

多くの残されている。

南北の寺院の五山制度の成立や、

多く残されている。

熊野三山からの護符。七十五

羽の鳥を配したお札で「守札」・

大寺の建立が盛んに行なわれた。

「起請文の用紙」として重要視さ

れた。この護符に書かれたこと

に違反すると神罰たちどころに

南北の寺院の五山制度の成立や、

下ると信じられていた、靈験あ

らたかなお札。

それでもあつて伝道者に対するは

南北の寺院の五山制度の成立や、

む中世豪族の殆どが熊野信仰を支

持した事を「熊野那智文書」な

南北の寺院の五山制度の成立や、

南北の寺院の五山制度の成立や、

どで実証的に解明している。

しかし、ここで取上げたいこと

南北の寺院の五山制度の成立や、

南北の寺院の五山制度の成立や、

はそうした熊野信仰の伝播のあり

た。これは御師に限らず僧侶や

南北の寺院の五山制度の成立や、

南北の寺院の五山制度の成立や、

職人に対する場合も同じで、へ一

ある御師と中世豪族が師檀（契

南北の寺院の五山制度の成立や、

南北の寺院の五山制度の成立や、

約）関係を結び、御師が廻つてき

うことは、地元側としてはその地

南北の寺院の五山制度の成立や、

南北の寺院の五山制度の成立や、

當時は宿泊させて他の地方の情報

南北の寺院の五山制度の成立や、

ガセネタではなくて、かなり信頼が置ける情報であつたことがわかる。それゆえに幕府も彼の言動や主張を一方的に否定できなかつたのである。

◇情報の「いちば」

結局、文永十一（一二七四）年・

弘安四（一二八二）年の二回、場所も同じ現在の北九州市域を中心とし、元から出動命令を受けた江南軍と高麗軍の襲撃を受けたが、二度目には「神風」に助けられて國

土への大規模な侵略は実現しなかつた。一度目の襲撃に懲りて幕府は、その同じ海岸に大掛かりな防壁を築かせたが、この決定はどのような理由による決定だったのであらうか。

約七三〇年前にどのような理由・根拠によって前回襲撃を受けた場所に、主に九州地方の武士たちを動員して、巨額の費用をかけて石壁を造らせたのかは、単に古戦場を公園化したわけではなく二度目も同じ場所に来るという確信が無ければ、不可能だったと言つてよいだろう。

このような「敵の手を読む」事が出来たのは、やはり民間レベルの海上交通専門業者の知見を情報として纏める力が当局にあつたことを推察させる。それが渡来高僧を優待した一つの結果でもあり、なおその底辺には多数の船乗りや漁民の経験を掬い上げる機能が働いていたのである。

この機能こそ、繰りかえし主張するように「都市」の機能そのものだつた。この場合の「都市」とは、渡来僧達に与えられた巨大な寺院組織であり、列島の「対岸」と往復を重ねていた「航行する漁民・商人」であり、それらの階層の人々に精神的安定を与える宗教者達の、いわばハコモノとしての仕掛けである大寺院建築ではなく「都市」そのものの役割を果たしたものだつた。

この「都市化」は日蓮より僅かに遅れて活動を始めた時宗の創始者一遍智真の場合にも、より具体的に見られる。ともに難解な仏典や讀經をしなくても「題目」と「名号」（踊念仏）を唱えたり踊つてよいだろう。

既成の他宗に対し排他的だと思われている日蓮の言葉として、同時期の時宗に対しては「法華と名号は一体なり、法華は色法、名号は心法なり」という言葉も残され、一遍の場合には聖權と俗權の分離を主張し、俗（この場合は武家の支配）とは妥協しないことを主張している。これが「市の聖」の本性だつた。

一遍の宗教活動の始めは二度目（元寇による戦傷病者の救済のために温泉地の別府金輪に領主の大友頼泰に依頼されて医療施設としての松寿寺を造つたことだとも言われる。その活動の一端を描いた『一遍上人絵傳』（京都・歡喜光寺の十二巻本）が有名だが、ここで書かれてある「一遍上人絵傳」は「いち」の場には、下水に相当する小溝が殆どといつて良いほど描かれているのが特徴的なのである。

それゆえに「一遍上人絵傳」によると、「福岡市」（表紙の写真はその一部）の場面の左に小溝、下に船着場が、信州佐久郡の「伴野市」の「いちば」風景も同じ視角の描写が見られる（日本絵巻大成別巻）中央公論社・昭和五十三年刊（同書九九ページ辺）。

この絵巻には最も重要な都市施設としての下水・小溝・舟はし・曳舟と曳き子などが、遊行先の各地の風景としてモレなく描かれてゐる。